発言者	審議内容(文中敬称略)
会	 1 開会 定刻となりましたので、只今より、第2回島本町景観計画策定委員会を開催いたします。 委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。 私は、本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌です。よろしくお願いいたします。 ① 会議の成立について 本日の協議会の出席についてご報告いたします。第2回島本町景観計画策定委員会委員7名の
	うち、本日は7名全員出席いただいております。「島本町景観計画策定委員会規則」第5条第1項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。
	② 会議の進行について 会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押してからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますようこ協力のほどよろしくお願いいたします。 また、本日の委員会におきましては、新型コロナウイルス対策として、換気の時間を設けさせていただされた。
	ていただくため、45 分ごとに 5 分間の休憩時間を設定させていただきます。よろしくご協力のほど、お願いいたします。 ◆ 委員自己紹介
司会	それでは、議事に入ります前に、大阪府谷田課長補佐が異動になられ、新たに阿部課長補佐に 委員委嘱させていただいておりますので、阿部委員から一言ご挨拶いただけますでしょうか。
阿部委員	皆様、こんにちは。大阪府の建築環境課の阿部と申します。4月の異動によりまして、谷田の後任として私が委員を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 続きまして、前回の委員会でご欠席されていました商工会会長の小山委員からも一言ご挨拶い ただけますでしょうか。
小山委員	小山でございます。実は私、昨日、京都国立近代美術館で開催されている鏑木清方さんの没後 50 年の展覧会に行ってまいりました。あのような絵を見ますと、景観とはこういうものかという感じがします。誠に清らかで気品があって、あのような日本画の美人画は一つの景観として最高のレベルだと思い、あのように気品があって、美しいまちなみが理想で、素晴らしいものだと絵を見ながらつくづく感じた次第です。よろしくお願いします。
司会	◆ 資料の確認 続きまして、資料のご確認をお願いいたします。

まず、事前にお配りしている資料は「第2回島本町景観計画策定委員会 次第」「配席図」「島本町景観計画策定委員会委員名簿」「資料1 第1回島本町景観計画策定委員会会議録」「資料2 第1回島本町景観計画策定委員会 意見対応方針案」「資料3 島本町景観計画(素案)」です。不足等はありませんでしょうか。(不足等なし)

それでは、これからの案件の議事進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

議長

改めまして、お忙しい中をお集まりいただき、本当にありがとうございます。

案件に入る前に、一言だけ私の方からもご挨拶をさせていただきたいと思います。前回もお話しましたとおり、4月から所属が替わり、大阪府立大学から大阪公立大学として、新たに市立大学と府立大学を統合した総合大学となりました。それに伴い、今般、大阪公立大学で学部の改組もあり、農学部の緑地環境科学科となっています。どうぞよろしくお願いいたします。

そのため、4月から大阪公立大学の加我として自己紹介しておりますので、よく「大阪府立大学の学生はいなくなったのか」と聞かれますが、大学は正門のところに大阪府立大学と大阪公立大学という二つの名称を掲げています。つまり、2年生以上は大阪府立大学の時に入学し、大阪府立大学を卒業していくことになりますので、2、3、4年生は現在大阪府立大学の学生です。そういう意味で(2年生以上の学生に)「先生は外で大阪公立大学と言っているけれども、私たちの方が人数が多いではないですか」と言われますし、もしかすると大阪府立大学と言わなければならないのかもしれませんが、人事上は大阪公立大学になっていますので、改めまして新大学の方もよろしくお願いしたいと思います。

2 案件

(1)会議の公開について

議長

それでは、案件に入りたいと思います。「案件1 会議の公開について」、本日は傍聴の申し出 等がありますでしょうか、事務局よりご報告をお願いします。

事務局

本日、傍聴の申し出が7件ございます。

議長

只今、事務局よりありましたとおり、傍聴の申し出があるということですので、つきましては、 島本町景観計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づきまして、「案件 1 会議の公開に ついて」、傍聴を許可することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、傍聴を許可します。どうぞ入室していただいてください。 (傍聴者入室)

傍聴者が入場されましたので、会議を続けます。

(2)島本町景観計画素案

議長

では議題に従いまして、「案件 2 島本町景観計画素案」について事務局から説明をお願いします。お手元の資料 1~3 で、主に資料 3 を使いながらになると思います。資料 3 の目次を開いていただきますと、「1. はじめに」から「8. 景観法に基づく事項」までありますが、まず「1.

はじめに」から「5. 本町の景観形成の課題」までを説明していただいて、前回の振り返りもしながら意見交換をさせていただき、その後に「6. 景観の目標・方針」「7. 景観形成の施策」「8. 景観法に基づく事項」を説明していただく形の二部構成で進めたいと思います。

まずは、「1. はじめに」から「5. 本町の景観形成の課題」まで、ご説明をお願いします。

<資料説明 1~5>

事務局

それでは、ご説明いたします。主に資料2と資料3をご説明しますが、皆様には資料3を見ていただきながら、資料2を合わせて説明させていただきます。

前回の委員会で1章~5章の全体についてはご説明しておりますので、今回は前回意見があったところを中心に、どのような反映を行ったかということをご説明いたします。

6 章~8 章については、計画内容について今回新たにお示しする部分が多くなりますので、全体をご説明します。

【意見対応方針案】

それでは、1章~5章についてご説明します。資料2をご覧ください。表形式で整理していますが、「意見」の枠が前回の委員会で出たご意見です。その横の「対応方針」がそれに対して今回の「資料3 島本町景観計画(素案)」においてどのような対応方針を持つかという内容を記載しています。

① 歴史的な景観に関する記載について

まず、1番目、2番目のご意見は、島本町の景観の現状、特性を書いていく中で、歴史的な景観に対して内容があっさりし過ぎているのではないかというご意見でした。「桜井の別れ」のような重要な資源や、魅力的な建物、文化財等の説明があった方がいいというご意見を頂きました。計画では、P11~12が歴史についてまとめているところになります。その中で、今回P12に史跡・文化財等の分布図を追加しました。

また、P21 に「景観資源」として、観光マップ等で紹介されている資源や、アンケート調査で 住民の方から上がってきた資源等を掲載しています。

② ワークショップに関する記載について

3番目、4番目の意見は、平成24年に実施したワークショップについて簡単に紹介していましたが、「どういうワークショップを行ったのかが分かり難い」というご意見でした。そのため、今回はそれについて資料3のP22に説明を追加しています。平成24年の開催でかなり前になりますので、参考として、どのような主旨の下で、どういうプログラムで何回行ったのかを説明し、その中で皆様で考えた「島本景観10選」も紹介しています。

③ 季節の概念の付加について

5 番目は、「季節の概念をどこかに入れてほしい。写真の選定の時にフォローされてはいかがか」というご意見を頂きました。

それに対しては、P25 以降に掲載している写真になりますが、景観類型ごとに各地域の景観特性を写真でも紹介し、その中に季節も感じられる写真をちりばめて掲載しています。例えば、P28には水無瀬川沿いの雪景色等の写真を掲載しています。

④ 近景・中景・遠景の説明について

6番目は、「奥山の景観」「山並みの景観」について、近景・中景・遠景という景観の視点によ

って特徴が異なりますので、この特徴について、もう少しきちんと説明した方がいいというご意見と、その他、特徴として景観資源と景観資源という点と点の組み合わせもあり、川と山並みのような線と面の組み合わせもありますので、そういうことを補足しながら、島本町らしさを表現できるといいのではないかというご意見を頂きました。

近景・中景・遠景につきましては、P25~27 にそれぞれどういう概念で、島本町で特徴的な景観としてどういうところがあるか、写真を用いながら説明しています。

P27 には断面図なども掲載しまして、大沢のようなところを「奥山の景観」としていますが、 山並みが近くに迫るような近景的な特徴のある景観から、市街地の方から山並みの方を望む中 景・遠景の景観などの写真等を添えて説明しています。

⑤ 国土軸の景観という視点について

7番目には、島本町は名神高速道路や新幹線、阪急線があって、いろいろな交通の線が集まっているので、国土軸の景観という視点も必要ではないかというご意見を頂きました。

こちらは資料3のP13に、本町が鉄道や高速道路、新幹線、国道など広域のつながりを持つ交通軸が通っているまちであることを特徴として記載しています。

⑥ アンケート調査の結果の説明について

8番目は、アンケート調査の結果の概要の紹介をしているページに関して、少し説明足らずの ところがあり、意味がよく分からないというご意見を頂きました。

こちらはP49の最後の文章になりますが、今回、様々なアンケート調査を行った中で、本町は「住みよさ」を評価されている一方、景観が変化していくことに対しては課題と感じているというご意見も述べられていましたので、そのアンケートを踏まえた結果について紹介しています。

⑦ 住宅地の景観の説明について

9番目は、「住宅地の『住みよい景観』という切り口には共感できるが、もう少し島本らしさを 出すのであれば、「住宅地」にもいろいろな時代にいろいろな開発のされ方があり、景観特性も 違うのでは、そういうでき方のようなものが分かるように整理できるといいのではないか」とい うご意見を頂きました。

それに関しては、資料3のP30~31に景観類型ごとの特徴を紹介し、「住宅地の景観」について紹介しています。この中でピックアップする写真によって様々な時代のものをご紹介できるように、写真選定を工夫しています。例えば、P30には昭和30年代に開発された住宅地を掲載し、その横は近年開発された住宅地を掲載しています。その他、P31の上段は、集合住宅地の景観として府営住宅や若山台の住宅団地を掲載しています。

⑧ 「課題」について

10番目は、「課題」についてご意見を頂きました。歴史的なものをどう守り、育てて、発信していくかということが課題として書かれていなかったので、歴史的なものにも触れることが必要ではないかというご意見でした。

これについては、資料 3 の P48 の課題 (1) と P50 の課題 (3) で補強しています。課題 (1) は「住宅地としての特性や魅力を生かし、良好な住環境維持に向けた景観形成を図っていく必要がある」ということを課題として謳っていますが、その中で、歴史的背景や開発経緯等によって住宅地としての特徴も違うこと、魅力もそれぞれあること、それを損ねないように維持しながら、様々な空家・あき地などの問題にも取り組みつつ、定住につなげていく必要があるということを

課題として記載しています。

P50 の課題 (3) は「河川・水辺を活かした景観形成を図っていく必要がある」ということを課題として出しています。本町は水資源が豊富であり、「離宮の水」など自然景観の恵みとして「水」が想起されることも多く、歴史文化として根付いたものとなっています。このようなイメージを伸長させていく必要があるということも課題として記載しています。

11番目のご意見は後の章になりますので、説明は一旦ここまでとさせていただきます。

<意見交換 ~P50 まで>

議長

ありがとうございました。今般、島本町の景観計画を策定するに当たって、計画は課題をどう 認識し、その課題をどう解決していくか、どうアクションを起こしていくかということの方針で あり、施策につながっていくことになろうかと思います。

そこで、まずはP48~50 の第5章「本町の景観形成の課題」について、認識が間違っていないかどうかということを議論していただきたいと思いますが、そのためには、現況がどうなっているのかという認識をさらに補強しておく、もしくは前回頂いたご意見に対して「この対応では不十分ではないか」という意見や、前回言い残した等による新たなご意見等も頂きたいと思いますので、一旦、P50 までのところでご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

◆ 西国街道の写真について

委員

P29 の「西国街道(山崎)」の写真について、旧街道と言っても、ここは新しい建物が建っていて旧街道というイメージがあまり湧きません。もう少し昔の西国街道の古いまちなみを載せた方が、旧街道の景観という観点からはいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長

事務局、よろしくお願いします。

事務局

ご意見、ありがとうございます。P29の「(5) 旧街道の景観軸」については、「西国街道」のことを記載していますので、「西国街道 (山崎)」という写真を掲載しています。こちらに関しては、令和2年に開催しました町制施行80周年記念の観光フォトコンテストの応募作品の中から選ばせていただきましたが、ご指摘のように旧街道のイメージとは遠いので、例えば、関大明神等、別の写真を撮って差し替えさせていただきます。

委員

関大明神は島本町内ですか。

事務局

大山崎町に近いですが、島本町の区域に入っています。

委員

分かりました。ありがとうございました。良い写真を選んでください。

議長

これは重要なご指摘です。全編にわたって景観を議論していますので、視覚的に物事を捉える ことが重要な情報になろうかと思います。写真を見ていただくとイメージが分かりやすいところ があろうかと思いますので、写真は全編にわたってチェックしていただければと思います。 P29 の写真については、写真コンテストの応募作品から選ばれたということで、夜間景観として魅力的だと思いますが、夜間景観は建物の様子等が暗く見えてしまいますので、場合によっては昼の景であったり、夜の景であったり、複数載せることも考えられるのではないかと思います。

皆さんの方からも「西国街道はここから撮ると自慢できる」とか、国史跡桜井駅跡や171号なども「ここから撮った写真がいい」という情報がありましたら、後ほどでも構いませんので、事務局の方にご推薦いただいて、共に充実させたられたらいいと思います。写真については慎重に最後まで検討していきたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いします。

◆ 「集合住宅地の景観」の写真と、「国道沿道の景観軸」の印象の表現について

同じく写真について、P31 に「集合住宅地の景観」として 2 枚の写真が掲載されています。場所は国道沿いと山手という違いはありますが、どちらも昭和 40 年代~60 年代にかけて大量供給された公的住宅で、建物の造りも似ています。「集合住宅地の景観」とするならば、一つは既成市街地の中で、例えば工場跡地などで建替えられた集合住宅を対比で載せる方が、今の景観とし

ての両面が見られるのではないかと思います。

加えて、「江川にある府営住宅」の写し方は建物だけが単独で写っているので、借景も含めて 撮った方がいいと思います。

P29 の「(6) 国道沿道の景観軸」の最後の行の「雑然とした印象の景観が続いています」という文はネガティブな評価だと思いますが、ここはそもそも準工で、雑然とした用途を前提として都市計画を作っているところですので、当然このような用途になるわけです。したがって、むしろ「新陳代謝が時代変化とのともに行われているエリア」等、前向きな表現の方がいいのではないかと思います。もちろん「雑然とした」という印象を持たれる方もおられると思いますが、プラスの面も含めた表現の方がいいと思います。

P31 の「集合住宅地の景観」では「江川にある府営住宅」を載せていますが、ここは「青葉ハイツ」の方がいいのではないかと思います。民間で開発したところですし、第一次オイルショックの前後で大規模に開発された、私の認識では、一番早い段階の島本町を代表するような開発だったので、青葉ハイツの西国街道沿いの辺りを挙げた方がいいと思います。

◆ 「戸建て住宅地の景観」の写真について

また、P30の「近年グラウンド跡地に建てられた戸建て住宅と集合住宅」の写真は、大きなマンションが後ろにあるのでイメージし難いと思いますし、道が大きくて、写真としてはもう少しアングルを変えて撮られた方がいいのではないでしょうか。集合住宅との比較であれば、マンションの写っている画面の左側の部分をもっと大きく写した方がインパクトがあると思います。右側は建物の一部しか写っていないので、最近の戸建て住宅らしさがあまり強調されていないような感じがします。

写真については、「誇るべき景観」と「課題となる景観」の二つがあると思いますが、私は「ここは誇るべき景観」というものにした方がいいのではないかと思います。また、頂いたご意見等を含めて写真の方をご検討いただきたいと思います。

委員

委員

委員

議長

◆ 「集落の景観」の写真について

委員

P31 の「尺代の集落」は、若山神社から神社の下の方を通り、山並みが切れて一望に開ける素晴らしい景観のところです。ここから水無瀬川に入って行けるので、ハイキングの人たちを呼び込むように、もう少しアピールした方がいいのではないかと思います。私の非常に好きな景観なので、好き嫌いで言うわけではありませんが、もう少し良いところは写真を大きくしてはどうでしょうか。会長が言われたように、課題となるところは小さく扱って、町として売り出したい西国街道や桜井の停車場や三川合流などの良いところは大きく載せてはどうかと思います。

議長

そういうレイアウトもありますね。PR する絶好の機会だと思いますので、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

他にはございませんか。

◆ 「市街地内の水路」の写真について

委員

写真の関連で、P28 に「市街地内の水路」の写真として、どこかの水路の写真が掲載されていますが、水のきれいな水路もありますので、そこを載せてほしいと思います。私は島本町に転入してきた時に最初に感じたのが、水路の水がきれいだということでした。そういう印象が強くありますので、そういう写真も載せていただけたらと思います。

◆ 「景観構造」の「(5)文化」の写真について

委員

P15 の写真はイメージが良くて、きれいで、目を惹きます。コンテストで受賞した作品ではないかと感じますので、こういう写真があるといいと思います。

議長

これについて、事務局はいかがでしょうか。

事務局

「四季折々の風景」については、フォトコンテストの応募作品です。

議長

注釈を付けた方がいいかもしれませんね。これからはプロジェクトとして、町内の景観資源の コンテストを行っていくというようなことも、景観形成をしていく上での次のプロジェクトとし て重要だと思います。かつて岸和田市はそれを行い、都市景観資源に認定しています。その時に、 水辺をテーマにしたり、樹木をテーマにしたり、まちなみをテーマにしたり等、テーマ別の収集 もしていますので、痕跡として、写真の下に注釈を付けていただけるとイメージしやすいのでは ないかと思います。

|◆ 地名と場所の対応、文化財と景観資源の一体化、12類型と課題の連関について

委員

町民ではない立場から改めて読んでみると、たくさんの地名が出てきますが、どの地名がどこにあるのか、対応するものがありません。これについては、最初の方にマップを追加していただけると分かりやすくなるのではないかと思います。

それから、P12 に追加された「文化財」と、P21 に追加された「景観資源」が一緒になってい

ると、もっと立体的に見えると思います。現状でも悪くはないですが、文化財保護法に基づくも のとそれ以外のものということで、文化庁の文化財の方針で指定されていないものも含めて地域 の特徴を表すものになっていますので、合わせてもいいのではないかと思います。

また、大きな構造としては、P23 で町の景観の特性を 12 類型に分けて説明されていますが、P48 以降の「本町の景観形成の課題」のところで、12 類型と課題はどのような対応になっているのでしょうか。チェックしてみると、①~④と⑧はカバーしていると思いますが、旧街道や市街地景観の住宅地以外のところが置き去りになっているように思いますので、この類型が軸になるのであれば、課題のところでもしっかりと拾って網羅した記述があるといいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。それぞれの対応はもう一度確認した上で、すべてを課題として 挙げる必要があるかと思われる部分もありますが、漏れがないかというご指摘だと思いますの で、対応は今一度確認したいと思います。

委員

景観の類型の中で「骨格となる自然景観区域」として「奥山の景観」「山並みの景観」があり、「河川の景観軸」では淀川と水無瀬川が出ていますが、P28の「水無瀬川の景観軸」で紹介されているのは下流ばかりです。しかし、私が水無瀬川の景観として一番魅力的だと思うのは渓谷です。あれは町の誇るべきものであり、子どもたちが小さい頃は、一緒に水無瀬川沿いに奥まで入って行きましたが、素晴らしい景観です。特に道がない頃は、若山神社の下から歩いて行ったのですが、水無瀬渓谷から尺代、若山神社にかけての四季折々の景色は本当に素晴らしく、魅力あふれる、自然もあふれる町の誇る大きな財産だと思います。したがって、もう少し「水無瀬川の景観軸」を充実させていただければ有難いと思います。

議長

ありがとうございます。水無瀬川のところは、上流・中流・下流でも変化を捉えられるように 記述していただければと思います。

先ほどのP12の「史跡・文化財等の分布」とP21の「景観資源」については、皆さんに挙げていただいたということで「景観資源」は参考の注釈に記載されていますが、この二つが一緒になっていると分かりやすいと思います。

P11 からの兼ね合いで P12 が出てきていると思いますが、「歴史」で残っているのは史跡・文化財等だけというよりも、「歴史」は町全体の成り立ちを説明しているところですので、そこで史跡・文化財の存在を結果として扱わずに、「景観資源」として史跡・文化財があって、その他にもこういうものが挙げられているということで P21 に統合させる方法もあろうかと思います。その時に字や名称等が入っていると、後ろの方も分かりやすくなって、町外から島本町を見ている方にも分かりやすいと思いますので、その辺りも工夫していただければと思います。

|◆ 生物多様性の観点について

委員

自然の景観がクローズアップされていますが、ここに生物多様性の観点を入れていただきたいと思います。今の時季であれば、水無瀬川でホタルが見られますし、町内各所にヒメボタルもいます。その池、カワセミも来るなど、山と川があることで生物多様性が各所に見られるので、そういう観点も入れていただけるといいと思います。

議長

ありがとうございます。景観が担保されていることによって「このように良いものがある」ということで、それは私たちの生活に生態系サービスという形で恵みを与えてくれることにもなります。私たちの生活は景観が基盤であり、生物多様性が基盤であるということは重要なご指摘ですので、少し加筆していただければと思います。

次に6章以降に入りますが、課題に対して方針があり、施策がありますので、6章以降でも、 どうしたら課題に対して本当に良かったのか、そのために現況の施策が正しいのかどうかという ことを、ご意見いただきたいと思います。したがって、ここで一旦切らせていただいて、次は6 章から始めますが、必要であれば前のページに戻っていただくということにして進めたいと思い ます。

それでは、コロナ対策で換気のため、休憩したいと思います。

(10 分間休憩)

議長

それでは、策定委員会を再開いたします。

まず、6章以下を事務局に説明していただき、その後、意見交換をしたいと思います。事務局、 よろしくお願いします。

<資料説明 6~8>

事務局

6章以降を説明させていただきます。資料3のP51をご覧ください。

【6. 景観の目標・方針】

① 景観形成の目標

まず、「景観形成の目標」ですが、現状課題を踏まえて、本町が将来にわたっても「住みたいまち」「住み続けたいまち」となるよう、「山並み・河川など豊かな自然と暮らしが調和し、まちの価値・魅力を高める『住みよい島本』の景観づくり」という目標を設定しています。

景観は、本町の個性や魅力を一層伸長させていく、「まちの付加価値」を高める有用なツールとなるものであり、景観に着目したまちづくりを進めていきたいということから、このような目標を設定しています。

② 景観形成の方針

次に「景観形成の方針」は、目標を実現するための方針として4点を挙げています。

1つ目は「市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境の維持と景観形成」です。本町は成り立ちによって異なる多様な住宅地景観があるので、これらの特性に目を向け、将来にわたっても良好な住宅地となるよう、良好な景観を維持するとともに、より魅力的な景観を形成していくことをめざしていくということです。また、個々の景観資源についても目を向けながら、魅力を高めていくことをめざします。

2つ目は「山並みの景観を守り・調和する景観形成」です。普段の暮らしの中でも市街地から望むことができる山並み景観の存在は、大きな魅力となっています。この存在というものを大事にして、魅力づくりに波及させることをめざします。

3つ目は「河川など身近な水辺を生かした景観形成」です。水無瀬川沿いの景観に代表される

河川景観は、暮らしの中にうるおいを与え、住民にとっても憩いの場となっていることから、これらを大切にしながら、良好な景観形成をめざします。水無瀬川や山並みが一体となった景観も重要な景観として捉えており、また、淀川の広がりのある景観も重要な資源として捉えています。4つ目は「景観を活かしたまちづくりの推進」です。良好な景観形成については、行政に加えて、住民の皆様、事業者の皆様などと協力しながら取り組んでいきたいと考えています。そして、景観はさまざまなまちづくりの積み重ねの結果としてでき上がるものであり、各主体が力をあわせて景観を意識したまちづくりに取り組んでいくものとします。

【7. 景観形成の施策】

事務局

P53 は「景観形成の施策」で、目標・方針を踏まえて、どういうことをしていくかという施策の案になります。こちらは方針に対応する形で整理しています。

① 市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策

1つ目は「市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策」です。まずは、今回確定する景観計画による規制誘導で、この後、少しご説明します。そして、景観条例による事前協議の仕組みの導入、景観ガイドラインの作成と活用、屋外広告物の誘導などになります。また、地域ごとの良好な住環境の形成のために、地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。JR 島本駅西地区についてはガイドラインに基づく景観形成を行い、それから、先ほどまちづくりという話もしましたが、住民の方・事業者の方による景観の保全、維持管理。そして、空家、あき地への対応も景観につながるものと考えています。

② 山並みの景観を守り・調和する景観形成の施策

2つ目は「山並みの景観を守り・調和する景観形成の施策」で、これに関連するものとしては、 まず、景観計画による規制誘導、景観条例による事前協議の仕組みの導入、景観ガイドラインの 作成と活用は、①と同じですべてに共通しています。

そして、森林ボランティア団体による森林景観等の保全、自然を活かした観光の推進については、すでに住民の方々が行われている活動を今後も継続したり、発信したりするということです。

③ 河川など身近な水辺を生かした景観形成の施策

P54は「河川など身近な水辺を生かした景観形成の施策」です。共通する3点の内容と、 淀川河川公園・水無瀬川沿いの東大寺公園などの景観の保全や、水無瀬川河川敷でのレクリ エーションなど、このような内容も景観形成につながる施策として位置付けています。

④ 景観を活かしたまちづくりの推進の施策

4つ目は「景観を活かしたまちづくりの推進の施策」です。これについては、考えられるものを今いろいろと挙げており、都市イメージの発信やブランディングなどの施策に景観を活かしていきます。その他、今後、景観条例を定めた際には、建物などに専門家の意見を反映するようなアドバイザーの設置、そして個々の景観資源には重要なものがたくさんあると捉えており、その保全や活用に向けて、景観資源周辺景観の保全や観光の推進、緑や花の景観づくり活動などを施策として挙げています。

【8. 景観法に基づく事項】

① 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

事務局

P55 は「景観法に基づく事項」になります。7 章までで景観の現状や目標・方針、さまざまな 景観の施策を記載しており、8 章は景観法に担保される内容について記載しています。

景観法では、景観計画区域を設定し、その中でいろいろな建築行為等が行われた場合に行為の制限を行うことが可能となります。地区の景観の特性に応じて、建物等に対して届出対象行為を設定し、景観形成基準を定めて、その基準を守ってもらうことになります。

今回、下の図で示しているように、最低限遵守してほしい内容の誘導、特性に応じた誘導、重 点的に誘導していくべきことという3つの視点による誘導の方向性を考えており、これに関して はそれぞれの区域の特性に応じてメリハリをつけて検討していきたいと思っています。

次にP56~57をご覧ください。景観計画を定める中で、景観法に基づく内容として届出対象になる、行為の制限の対象エリアを景観計画区域としていますが、今回、景観計画区域は島本町全域を設定する方向で考えています。

区域の類型区分としては、P56の灰色の枠内にあるように、これまでの整理を踏まえながら区域ごとの景観の特性に沿って景観計画区域を分割し、その中でそれぞれの区域に応じた届出対象行為と行為の制限をこれから検討していきたいと考えています。

そして、今回、区域の類型区分として考えているのが「北摂山系区域」「山並み配慮区域」「市 街地区域」「淀川沿岸区域」「水無瀬川沿岸区域」「歴史的街道区域」「国道 171 号沿道区域」の7 つです。

P57 の図を合わせて見ていただくと分かりやすいと思いますが、「北摂山系区域」は濃い黄緑色のエリアで、奥山の景観が形成されているようなエリアが中心になります。市街化調整区域内で概ね設定しています。行為の制限については今後の検討事項になりますが、ここは緑の保全や調和に配慮していくことが重視すべき視点になると考えています。

「山並み配慮区域」は薄い黄緑色のエリアで、JR 以西の主に市街化区域内で設定しています。 こちらで重視する視点としては、山並み景観に調和するような建物の配置や意匠などに配慮していただく方向を考えています。

「市街地区域」は黄色のエリアで、国道 171 以西から JR 以東の間で設定します。ここは住居や住居系、商業系、工業系など多様な用途があるエリアだと思いますので、それぞれの特性に応じた行為制限が考えられると思っています。

「淀川沿岸区域」は青色のエリアです。ここは淀川や広い農地もありますので、眺望に配慮することなどを重視すべき点として考えています。

「水無瀬川沿岸区域」は水色のエリアで、河川沿いで設定していますが、水無瀬川の眺望に配慮するということで、水無瀬川に面するところの緑化や建物配置の配慮などを考えています。

「歴史的街道区域」は紫色のエリアで、西国街道沿いで設定しています。こちらは西国街道の 沿線の景観の状況に合わせて、その地域に合った基準になるように検討を予定しています。

「国道 171 号沿道区域」は桃色のエリアで、基準は概ね大阪府が運用している景観計画と同等レベルのものを想定しています。

P58 は「届出対象行為」と「行為の制限」ですが、区域ごとにどれくらいの規模の建物が届出の対象になるのか、具体的にどういう基準を定めるのかという内容は、次回の議論事項としたいと思います。

② 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

P59 は「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」です。景観計画には、この景観重要建造物・景観重要樹木を指定することができます。今回は、どのようなものを指定できるのか、指定の考え方をお示ししています。

「景観重要建造物の指定の方針」については、四角の枠内に記載しています。以下のいずれかにに該当するものとして、「歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物」「シンボルとなり得ると認められた建造物」「伝統的な様式を継承していると認められる建造物」「住民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物」を挙げ、そして「道路等、公共の場所から容易に見ることができるもの」を指定の方針としています。

「景観重要樹木の指定の方針」については、以下のいずれかに該当する者として、「景観上優れていると認められる樹木」「地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木」「住民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木」を挙げ、そして同じく「道路等、公共の場所から容易に見ることができるもの」を指定の方針としています。

③ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 に関する事項

P60 は「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する 事項」です。引き続き、大阪府屋外広告物条例に基づく誘導を行っていきます。本文は「条例」 という文字が抜けています。

④ 景観重要公共施設の整備に関する事項

次に「景観重要公共施設の整備に関する事項」として、今後の良好な景観形成において、民間の建築物等だけではなく、道路や河川、公園等の公共施設も景観に率先して配慮し、整備していく必要があるとしています。その中で特に景観上重要なものや、同意を得られたものについては、景観重要公共施設として位置付けていくという方向性を記載しています。

説明は以上です。

<意見交換 P51~>

議長

ありがとうございます。それでは6章以降で、まずは「景観の目標・方針」、それを実現していく上での「施策」、さらに各建築行為等を「制限」とP55では書かれていますが、規制・誘導していく上での仕組みを、景観計画区域の中の分類ごとに示しています。

一番の核心に迫るのは、P58 の「届出対象行為」「行為の制限(景観形成基準)」を区域ごとに 議論していくところかと思いますが、これについては現在、事務局の方で作業中ということです ので、次回に掲示をして議論したいと思います。

それでは、6章以降について、皆様からご意見、ご質問を頂きたいと思います。

◆ 「R島本駅西地区まちづくりガイドラインに基づく景観形成」について

委員

P53 の「(1) 市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策」の中で、「JR 島本駅西地区まちづくりガイドラインに基づく景観形成」としか書かれていませんが、基づく景観形成に期待するのか、促進するのか、どうするということでしょうか。

事務局

昨年、「JR 島本駅西地区まちづくりガイドライン」を町の方で策定しましたが、その中に景観

に関する項目がありますので、それに基づいて景観形成を進めていくということです。現在、まちづくりをしているところですので、そこに関して進めていくという内容です。

委員

それでは「進めていく」という言葉を付け足さなければならないと思います。これでは、どういうことか意図が分かりません。

事務局

分かりました。

◆ 「大阪府景観計画における島本町の対象区域」について

委員

P56 で「大阪府景観計画における島本町の対象区域」は「青葉一丁目~三丁目・水無瀬二丁目の一部・桜井一丁目を除いた区域」となっていますので、地図の方も除いているところを白抜きにする等にしてほしいと思います。

事務局

それについては、資料3のP5でご説明しますので、ご覧いただけますでしょうか。

議長

今ご質問いただいたところは、島本町の景観計画の内容ではなくて、大阪府の景観計画で今ど ういう位置づけになっているかということです。P5 にその大阪府の景観計画を示していただい ていますので、P5 に戻ってご説明をお願いします。

事務局

ご説明いただきましたように、P5 は大阪府の景観計画の全体図です。その中で島本町を見ていただきますと、緑色の区域と青色の区域がありますが、青色の区域の高槻市側に小さく空白部分があり、それが前述の除外された区域となっています。

議長

少しご説明しますと、大阪府景観計画で青葉一丁目~桜井一丁目のところは空白地帯になっています。その計画から島本町の景観計画へということで、本日の資料のP56に体系的に書かれていますが、多分、本編では左側の大阪府の景観計画との対比は要らなくなると思いますので、P57の図では大阪府の図で空白になっているところに関係なく、島本町全域を塗るようになっています。本日は、参考でそうなっていたということだけご認識いただければと思います。

委員

それなら「大阪府景観計画における島本町の対象区域」で除外区域の記載は要らないのではないですか。

議長

最終的には左側の「大阪府景観計画における島本町の対象区域」も「区域の類型区分」の「北 摂山系区域」「淀川等沿岸区域」「歴史街道区域」「国道 171 号沿道区域」も全部なくなります。 本日は参考として、考え方を示していただいています。

本当にどこなのかと思いますので、ご指摘いただき、ありがとうございます。

◆ 景観形成の目標について

委員

P51の1行目に「本町が将来にわたっても『住みたいまち』、『住み続けたいまち』となるよう」

と書かれており、何のために景観形成をするのかということについては私自身も漠然としたところがあったので、これはその辺りに触れられていると思いますが、これでは定住人口の維持ないし確保が景観形成の目的と読めてしまい、果たしてそうなのかというところがあります。

定住人口だけではなく、例えば、島本町の景観がいいから遊びに来るとか、JRのカーブのところに「撮り鉄」が集まるとか、あるいは以前島本町に住んでいて島本を故郷と思っている人たちが懐かしむ等、いわゆる共感を持てるまちにするというような、もう少し広い人の動き、人の共感を捉えた方がいいのではないかと思います。単に定住目的だけにするのはもったいないと思います。

事務局

ご意見、ありがとうございます。ご指摘のように、「本町が将来にわたっても『住みたいまち』、 『住み続けたいまち』となるよう、目標を以下のように定めます。」という書き振りであれば、 定住のみに見えますので、それ以外にも広い意味でとれるような書き振りにします。

委員

そうなりますと、P2の「③本町が景観施策に取り組む意義」にも関わってくると思います。

議長

P2の③に「将来にわたっても『住みたいまち』、『住み続けたいまち』となるよう」と掲げられていますので、景観施策に本町が取り組むことの意義も、次回までに整理して議論できればと思います。

私は「住みたいまち」「住み続けたいまち」は、大きく「暮らす」という意味で、定住が一つの大命題として総合計画の中に位置付けられているのかと思っていましたが、それについてはP6の「将来像」に「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち ~いきいき・ふれあい・やさしい島本~」とあり、恐らくこのことを達成する上で景観があるという見方もあろうかと思いますので、景観をつくっていくという意義についてもう一度町の方でも議論していただき、またここでも議論できるように叩き台を作っていただければと思います。

定住は大事ですが、交流も大事ですし、島本町に関わるという意味で関係人口とも言いますが、どの辺りについて、もしくはそれを統合的にということも含めて議論できればと思います。

委員

一つのコンセプトとして「にぎわい」という言葉が要ると思います。「にぎわい」がなければまちが衰退しますし、「にぎわい」に人が集まってくる面もありますので、商工会としては「にぎわい」のあるまちということも入れていただければと思います。

議長

ただ、まちを汚して帰って行く人もいますが、P51の目標の「『住みよい島本』の景観づくり」のところも、「にぎわい」という言葉なのか、「やさしい島本」なのか、それが関わってくるのではないかと思います。やはり「住みよい」を支えているのが「にぎわい」であり、「環境」であるという見方もあろうかと思いますので、ここは慎重に考えたいと思います。これは重要なキーポイントであり、それで具体的にどうするかということになろうかと思いますし、次のポイントでも「住みたい」「住み続けたい」という言葉が出てきますので、この辺りは慎重に議論したいと思います。

ありがとうございました。他はございませんか。

◆ 行政のPR活動について

委員

要望に近いのですが、P52の「景観を活かしたまちづくりの推進」のところの図で、行政の取組のところに、ぜひ「PR活動」を入れていただきたいと思います。例えば、町はSNSで発信していますので、今の時季ならホタルの写真を撮ってハッシュタグを付けて投稿してもらってもいいと思います。また、自分のチラシに町内の生き物を載せている議員の方がいますが、そのように広報紙にワンポイントで載せる等、小さなものでもいいので、そういう継続的なPR活動等もしていただければと思います。

事務局

P52の図の「行政」のところに「景観への啓発」という言葉があり、町としてはPRのニュアンスも含めていますが、これでは分かり難いということであれば、PRという文言を入れるかどうか、書き方を工夫するように検討させていただきます。

議長

多分、この辺りの必要性や意識を高めていくことによって、住民の方々が建築行為や様々な活動をする場合、さらには事業者の方々が建築行為をする場合に、それが景観形成につながっていることを実感できるかと思いますので、この辺りは非常に重要なところだと思います。

例えば、豊中市の場合は、職員の方が中学校を回って景観の重要性を授業で説明したり、ワークショップを授業の一環として行ったりしています。高校生になると市外に出て行く子どもたちが多くなりますし、小学生には少し難しいと思いますので、中学生を対象としたそういう啓発は有効だと思います。

それから学習することも重要です。私も「景観」を正確に定義づけて説明することができていないかもしれません。なかなか難しい概念ですので、それを知ってもらうことがとても大事になると思います。

◆ 「緑や花の景観づくり活動」について

委員

P54の「景観を活かしたまちづくりの推進の施策」に「緑や花の景観づくり活動」とありますが、松下幸之助氏は大きなコストがかかるという理由で工場に花を植えませんでした。つまり、花と緑と言うと多くの場合は植えて水をやるだけですが、それでは花の管理はできません。私も少し花の活動をしていますが、毎朝1時間程度はかかります。

そこで、各所にある町の花壇を区画して、希望者に貸してはどうかと思います。そこに名札を立てると、一生懸命に手入れしてくれるのではないでしょうか。花を植えたくても場所がなくて困っている人もいますので、テストケースとして、本当に管理してもらえるように畳半分の大きさ程度に区画して個人に貸して、それぞれ競わせたらいいと思います。自分の花を見てもらうという形でコンテストを行うのも一つの手段ではないかと思います。

議長

ここにも挙がっているように、緑や花の活動は景観につながるということでご紹介していただけると思いますが、「緑と花いっぱいの会」の様子などをご説明いただけますでしょうか。

事務局

「緑と花いっぱいの会」の活動についてご紹介させていただきますと、島本町内が緑と花いっ

ぱいの美しいまちになり、住民が心豊かな環境で生活できるよう、水無瀬駅前や東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線、JR 島本駅東側の花壇で活動を行っていただいています。今頂いたご意見については、個別の施策となりますので、関係課の方にご意見として伝えさせていただきます。

議長

景観まちづくりにおいて重要な取組だと思いますので、多くも含めてという形になろうかと思います。場合によっては企業花壇のようなものもありますし、個人の花壇もあると思います。もし町民花壇を町の公共施設で行う場合は、アドプトとして養子縁組をして管理してもらうという方法もあろうかと思いますので、ご検討いただければと思います。

委員

そういう事例はあるのでしょうか。

議長

例えば、神戸市の場合、三ノ宮駅前のフラワーロードは沿線の企業が管理されています。御堂 筋も同様です。アドプトロード、アドプトフォレスト、アドプトパーク等の取組は結構行われて います。もちろん、ゴミ拾い等の美化活動が中心となっていますが、加えて花の活動が行われて います。

◆ 実質を伴う仕組みづくりの問題について

委員

恐らく、次回は規制誘導に関することがテーマになろうかと思いますが、やはり実質を伴った 仕組みを作らなければ、なかなか目標が達成できないのではないかと思います。その一番の障壁 は、特に個人の住宅のレベルに規制や制限がかかるとコストが負担増になってしまうという点で すので、その辺りをどの範囲まで助成するか等の問題があります。単に財政だけの問題ではない と思いますが、その辺りをしっかりと議論しなければ実質を伴った仕組みはできないという気が しますので、次回はその辺りをしっかりと議論する必要があると思っています。

議長

まさに、P58 が本日の時点で空白になっているのがそういう状況だと思います。ありがとうございます。

◆ 景観を活かしたまちづくりにおける住民以外の取組、啓発の問題、類型別のまとめについて

委員

P52 の「景観を活かしたまちづくりの推進」のところで、「事業者」と「住民」を分けていますが、「住民」のところに書かれている「できるところから美しく保つ取組を進める」というのは「事業者」の方にも書かれていていいと思いますし、もう少し住民以外の人が積極的に取り組めるような仕組みがあるといいと思います。

啓発の話も、次回の規制誘導の議論では、大規模なものが規制誘導の対象になる一方で、それにかからない所有者や地場の工務店、ハウスメーカーがどこまでこの計画の意味を理解して配慮してくれるかというところが大事になりますので、そういう住民以外の工務店等を教育する機会をつくるとか、良いものを褒めて皆が真似してくれるような表彰制度等の仕組みをつくる等があっていいのではないかと思います。丁寧につくったものが表彰される事例があると、それを参考にされることはあると思います。

P55 以降では、国の話題かもしれませんが、景観計画で区域を7つに分けており、分け方に関してはこれでいいのではないかと思います。一方で、実際にこの計画が運用段階に入って、窓口で届出が出された時に、例えば「淀川沿岸区域」で届出が出されたとすると、基準については書かれていますが、どのような景観像を各類型でめざしていくのかというところが共有できないのではないかと思います。

そこで、P51 から景観形成の目標・方針になっていますので、6 章の内容を 7 つの類型で分けて、例えば「特に淀川の区域ではこのような景観を作っていく」というようなマトリックスにまとめるといいのではないかと思います。縦軸に景観類型区分、横軸にめざす景観像や、そのために必要な基準等を並べて整理されていると、実際に届出をする人も理解が進むと思います。

事務局

まず、P52の住民以外の取組については、ここで説明している内容も、住民ができるものもあれば、事業者にお願いすべきものありますので、一度整理しながら検討したいと思います。

「行政」の内容としては、景観計画に関するところで、P53 の (1) (2) に「景観ガイドライン の作成と活用」とあり、今後の運用としてガイドラインを窓口に配布する時に PR 等を踏まえて 検討したいと思っています。

7つの類型に関しては、次回、規制の内容をお示しする際に、ご提案いただいたマトリックス についても、どのような形にするかは検討しなければなりませんが、ご提示できればと思います。

委員

規制は手段ですので、それを使ってどのようなことをめざしていくのかということを、まずは 書かれるべきかと思ったしだいです。

委員

景観という意味から、まちなみという面では、色調、統一された色合いは大事だと思いますが、 そういうこともガイドラインには含まれているのでしょうか。最近、まちづくりで色合いを統一 して成功している市町村もあるようですので、いかがでしょうか。

事務局

色彩基準については、大阪府の景観計画でも示されていますので、その内容を踏まえ、島本町 らしさも踏まえて検討したいと考えています。こちらについては、今後、お示しすることになる かと思います。

委員

P56 に島本町景観計画として7つの類型区分がありますが、その中で「景観軸」として「歴史的街道区域」と「国道171号沿道区域」がどのような施策をするのかと考えた時に、P53の(1)の「景観計画による規制誘導」にこの二つが入ると思います。それで、この施策に対して、どのような方針で行くのかということを見ますと、P51の(2)の「①市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境の維持と景観形成」に景観軸の中の歴史と国道が入ってくる形かと思いますが、中には「住宅地の景観形成」というような記述はあっても、沿道に関する記述がありません。それが気になりました。

そこで、それを追い掛けていきますと、P29 に「(5) 旧街道の景観軸」と「(6) 国道沿道の景観軸」というタイトルがあり、その上に「市街地景観区域」というオレンジ色の帯のタイトルがありますが、ここは「景観軸」で「市街地景観区域」は次ページからではないかと思います。

議長

ありがとうございます。P29の「旧街道の景観軸」と「国道沿道の景観軸」はP28の「景観軸」の中に入れて、「住宅地の景観」「集落の景観」、その間に「田園の景観」が入って「市街地景観区域」ではないかというご意見です。P24の「景観類型」とP57の「景観計画区域」の関係性を整理しておいた方がいいかと思いますので、この辺りも合わせていただければと思います。

それで、先ほどの「住民」「事業者」「行政」の分類について、私も「事業者」はいつも迷うのですが、工場等の土地利用をされている方が「事業者」であり、もう一つ、建築行為、建設行為をする方も「事業者」ということで、企業市民としての「事業者」と建築行為、建設行為を直接する時の「事業者」もあると思いますので、建築行為をされる方々をどう誘導していくかという話と、企業市民としてどういうことをしていただけるかという話があります。企業市民ということで言えば、「住民」と同じ扱いになろうかと思いますし、また、住民の方々は発注者でもありますので、建設行為をする方々でもあるということで、こういう二面性を持っていることを一旦分けて整理していただいて、その中で最終的にどう書けばいいかという作業をしていただければと思います。

◆ 区域別の景観像と規制の提示について

議長

それから、次回はP56と、それに対してどう手段としての規制をしていくかという議論になりますが、これについては、景観区域ごとはめざしている像が違うにも関わらず、同じような規制になってしまうようなことがよくあります。

そこで、P58には景観形成基準としての「行為の制限」が手段として書かれることになると思いますが、それをめざしている像としてはどういうものなのか、それが P25 からのところにあるのかもしれませんが、作業をされる時、または次回の提示の時には「こういう像をめざしているから、こういう基準だ」というものを一旦見せていただいて、その基準の妥当性のようなものを議論する方がいいのではかと思います。景観計画として最終的に仕上げていく時には、もしかするとそれは無くなるかもしれませんし、むしろあった方が分かりやすいかもしれませんので、そういう方法論を取っていただければと思います。像がなければ、規制手段だけで羅列することになりますので、そこのところは大事にしていただきたいと思います。

委員

今活動している内容について、例えば、コンテストなどがあるのであれば、どこかに入るといいと思います。

議長

特にP53~56のところで、箇条書きで少しずつ、例えば「緑と花いっぱいの会」による活動や「阪急沿線観光あるき」などが書かれていますが、この部分を振り返るともっと例示が挙げられると思いますので、「すでにあることなので、それを確立していく」という形でそれを例示すると、町民の方々も分かりやすいと思います。それは是非ともしていただきたいと思います。

◆ P58について

議長

次回の議論について、P58 は、P55 によると「最低限遵守の誘導」が中心になる可能性もあるかと思います。それで、ここですぐには規制誘導できないけれども、「本当の意味で望ましい形

態は」ということがガイドラインに書かれることになる場合もありますし、この時点でアドバイザーの観点で設置していくということで誘導していくこともあろうかと思いますので、景観計画として、今書けそうなことと、次の展開でやっていくことについて、特に骨子まではいかないけれども、ガイドラインで何に引き継いでいくのかということを提示していただけると議論がしやすいかもしれません。

次のアクションとしては景観ガイドラインを作ることになろうかと思いますが、例えば、他市の事例でも構いませんので「ガイドラインとはこういうもの」と示して、それをめざして「最低限遵守の誘導について」の内容が P58 の「行為の制限」にきているという枠組として、今後の苦労も含めて書いていただけると議論がしやすいと思います。

委員

ガイドラインの効力、規制の力はどのようなものなのでしょうか。

議長

P58 の「行為の制限」の効力がどういうものなのかということも関わってくるかと思います。 景観法に基づく景観計画区域と、景観法に基づく景観地区が2段階であります。景観地区については都市計画法に基づく規制誘導ができますので、より厳しくなりますが、景観計画区域は誘導になりますので、規制や罰則をどうするのか、それが妥当なのかどうかを別途に設ける景観審査会で審査をしていくことも必要になると思います。その辺りの効力の度合いも次回に提示いただければと思います。

それで、ガイドラインはお願い事ですので紳士協定的になりますが、それを掲げているのですから「一緒につくっていきませんか」と窓口で丁寧にお願いし、それによって事業者が協力してくれるということも多分にあります。「知りません」と言われたらそれまでですが、「島本町はこれをめざしている」と言い続けることも重要になろうかと思います。先進的な事例として、箕面市は言い続けています。紳士協定的なお願いレベルでも言い続けることは大事だと思います。

委員

そういう意味では、先進都市の事例を示していただければ、こちらの理解も深まると思います。

議長

最終的に法廷裁判になって勝つか負けるかと言えば、負けることもあろうかと思いますが、それを積み重ねることの効力はあろうかと思います。

それから、衆人環視と言いますか、町民の方々の見方も大事になります。「市民の意識が高ければ勝手なことができない」というところがあり、芦屋市などはその典型例だと思います。そういうことで、本日はPRという言葉もよく出てきましたが、啓発していくことが重要だと思いますので、それを、段階を追って重ねていくことになろうかと思います。

しかし一方で、憲法によって財産権を侵してはならないというところがありますので、どこまで誘導していくのかというところは慎重に議論しなければならないと思います。

他はございませんか。

(意見等、なし)

6 章以下についてはまだ議論が十分ではないので、次回は、P58 を見ながら議論することになります。景観計画として書き込めるところと、次にやること、あるいは他市がやっていること等も別途資料を作っていただいて議論ができればと思います。

(3) その他

議長

では「案件3 その他」について、事務局から何かございますか。

事務局

事務局からは特にございません。

◆ 次回の開催予定について

委員

次回はいつ頃の開催になりますか。

議長

何月頃になるかということだけご提示いただけますか。日程調整は別途させていただくことにしたいと思います。

事務局

ご意見を頂きましたように、ガイドラインの骨子まで作りますと……

議長

骨子はなくて構いません。ガイドラインとはどういうものかということを示していただければ いいので、町としてのガイドラインの骨子は求めていません。

事務局

では、内部で調整して、個別でお伝えします。

議長

いつ頃を予定されていたのでしょうか。

事務局

前回からのスパンで考えますと、2ヶ月に1回くらいのペースになっていますので、恐らく8 月頃になるかと思いますが、詳細についてはまた調整させていただきます。

議長

そのくらいを予定していますが、町で十分に揉んでからになりますので、秋頃にずれ込むかもしれません。できれば、暑い時期に開催したいということです。

以上で、本日予定しておりました案件をすべて終了しました。活発な議論にご協力いただき、 ありがとうございました。進行を司会にお返ししますので、よろしくお願いします。

3 閉会

司会

議長どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、 ご出席いただきありがとうございました。

それでは第2回島本町景観計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがと うございました。

以上